

## 労働保険年度更新の手続きはお早めに

旭川労働基準監督署

事業主の皆さん、労働保険の年度更新手続きをしていただく時期になりました。

申告・納付の手続きは、労災補償や失業給付にかかわる重要な手続きです。

5月21日(月)までに銀行・郵便局など最寄りの金融機関または労働基準監督署で申告・納付してください。

お問い合わせ 旭川労働基準監督署(旭川市大町3条4丁目) ☎516101

## 年金制度改正のお知らせ

《平成19年4月からの変更》

旭川社会保険事務所

70歳以上で会社に勤めている場合 厚生年金適用事業所にお勤めで70歳以上の場合、老齢厚生年金と賃金の合計額が月額48万円を上回ると、老齢厚生年金の全部又は一部の額が支給停止となることになりました(昭和12年4月1日以前生まれの方は対象外)。

66歳以降に繰り下げ申し出で、老齢厚生年金も増額支給

65歳から老齢厚生年金を受け取ることができ、66歳以降に年金を繰り下げて受け取る申し出をする場合、年金額の増額受け取りができるようになりました(老齢基礎年金は従来から繰り下げ支給制度あり)。

65歳以上の方の遺族厚生年金の支給見直し

65歳以上の方で遺族厚生年金と老齢厚生年金等の受給権がある場合、遺族厚生年金の部分として、自分の老齢厚生年金等に相当する額が支給停止となります。差額分だけの支給となり、全額支給となる自分の老齢厚生年金と合算されて支給されることとなりました(平成19年4月1日以前に遺族厚生年金の受給権を有し、既に65歳以上の方は対象外)。

若齢期の妻の遺族厚生年金の支給見直し

①夫の死亡時に30歳未満で子を養育しない妻等に対する遺族厚生年金は、5年間の支給期間になりました。

②夫の死亡時に40歳以上の妻に65歳に到達するまでの間、中高齢寡婦加算が支給されることになりました(平成19年4月1日以前に既に受給権を有している方は対象外)。

離婚時の厚生年金分割制度

平成19年4月1日以後に離婚した場合、婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録を当事者間で合意した割合に基づき、分割することができるようになりました。

分割を受けた方は、自分の支給開始年齢から分割後の厚生年金保険料納付記録に基づく老齢厚生年金を受給することができますが、自分の年金加入期間が25年以上必要です。

「年金加入記録提供サービス」のお知らせ

自分の年金加入記録をインターネットでも閲覧できます。社会保険庁ホームページから申し込みができますので、基礎年金番号を確認し、ユーザーIDやパスワードを取得して自分の記録を確認してみてください。

※詳細は、社会保険事務所等にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ 旭川社会保険事務所

☎26-4481(代表)

ねんきんダイヤル(年金加入者)

☎0570-005-1165

ねんきんダイヤル(年金受給者)

☎0570-007-1165

## 憲法講座の開催

東川9条の会は、5月26日午後6時半から、農村環境改善センター研修室で憲法講座を開きます。「こころの自由と憲法」と題して好藏寺住職、両瀬渉氏が講演します。

参加費 100円。

お問い合わせ 近藤さん(☎82-7050)まで



## 「すまいる倶楽部」新入部員募集

町内のバレーボールチーム「すまいる倶楽部」は、新入部員を募集しています。町内在住、または町内で勤めている20代から50代の男女ならOK。

お問い合わせ 田中さん(☎090-7646-5324)まで。

## 児童の交通安全事業に寄付

東川町商工会女性部(渡部順子部長)は、3月29日「小学新1年生の交通安全等の事業に役立ててください」と町教育委員会に寄付をしました。

## 社協だより

### 社会福祉協議会

温かい善意ありがとうございます。3月16日から4月15日までに社会福祉事業にご寄付をいただきました方は、次のとおりです。

《ご香典の返礼にかえて》

2東区 梅井 一男様

11区 山地 捷滋様

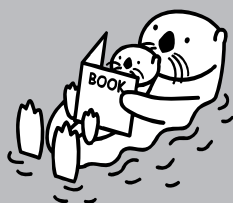
21区 高宮 勇様

### くらしの相談日」案内

町民のみなさんの困っていることなど、相談日を設けて毎月1回第3木曜日午後1時30分から午後4時まで社協相談室で相談に応じます。

今月の相談日と相談員は、次のとおりです。

5月17日 稲井 孝子



Bookstart

5月から、6カ月になられた乳児に絵本をプレゼントするブックスタートは東川町文化交流館で行います。

☆開館時間においてください(曜日はこだわりません)。お問い合わせ 東川文化交流館 ☎82-4245

## ブックスタートは

すべての赤ちゃんが、楽しく幸せなひとときが持たれることを願い、ひとりひとりの赤ちゃんに絵本を手渡す運動です。